

佐賀市

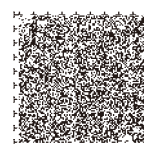
# 自殺対策計画 中間見直し版

誰も自殺に追い込まれることのない  
佐賀市の実現を目指して

概要版

令和6年3月

佐賀市



## (1) 趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降は年間 3 万人を超え、その後も高い水準で推移していましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が施行され、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。また、平成 28 年には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

本市においては、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を推進するため、佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21（第2次）」を策定し、自殺予防に関する普及啓発の取組を進めてきましたが、本市のこれまでの取組を全庁的な取組として更に発展させ、総合的な自殺対策を推進するため、平成31年に「佐賀市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない佐賀市の実現を目指して～」を策定しました。

その後、国や県の計画の見直しを受けて、本市計画の中間見直し版を策定しました。

## (2) 計画の期間

### 2019年から2028年までの10年間

国の自殺総合対策大綱の見直しの動向を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行うこととしていたため、2023年度に中間見直しを行いました。

## (3) 計画の数値目標

### 目標（2028年）自殺死亡率 10.4人以下

人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率を 2028 年までに、2017 年に比べ、21%以上減少させることを目指しています。

今回の見直し時において目標値には達していないため、引き続き上記目標を掲げることとしています。

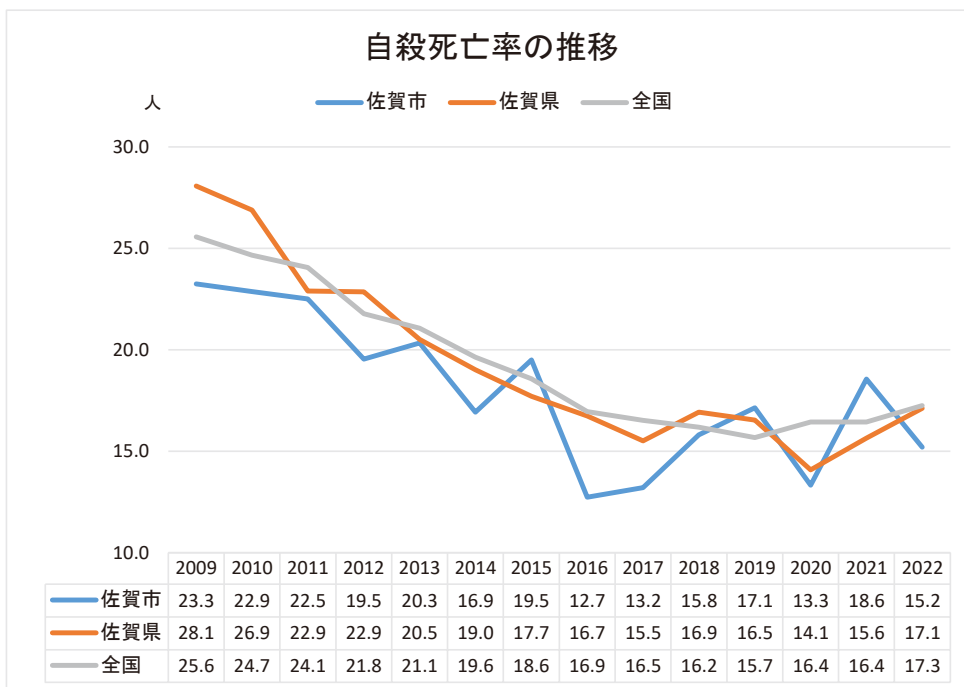
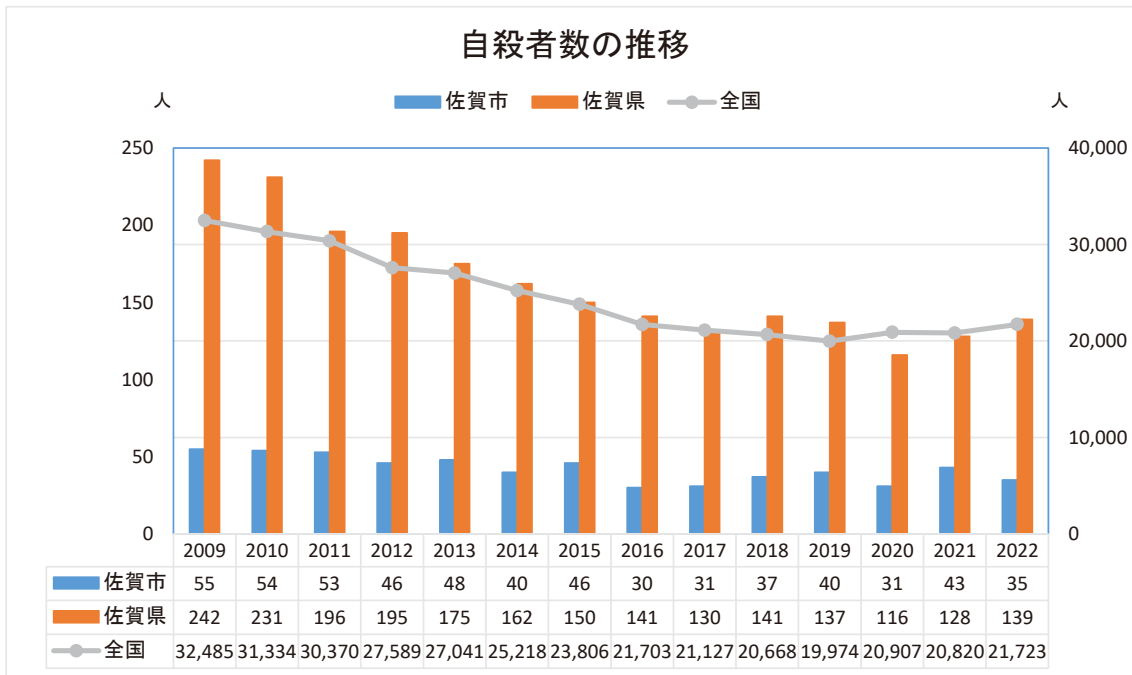




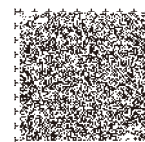
## 佐賀市における自殺の現状

### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数、自殺死亡率は、全国や佐賀県の数値と同じように減少傾向にありましたが、2021年から増加傾向がみられます。

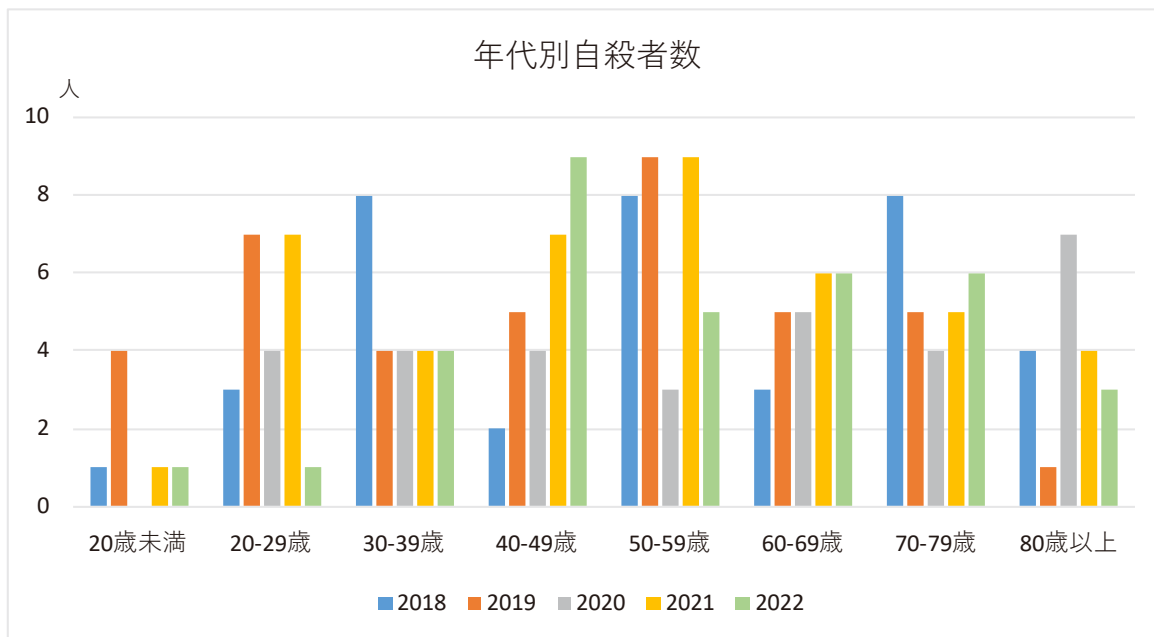


【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）



## (2) 年代別自殺者数の推移

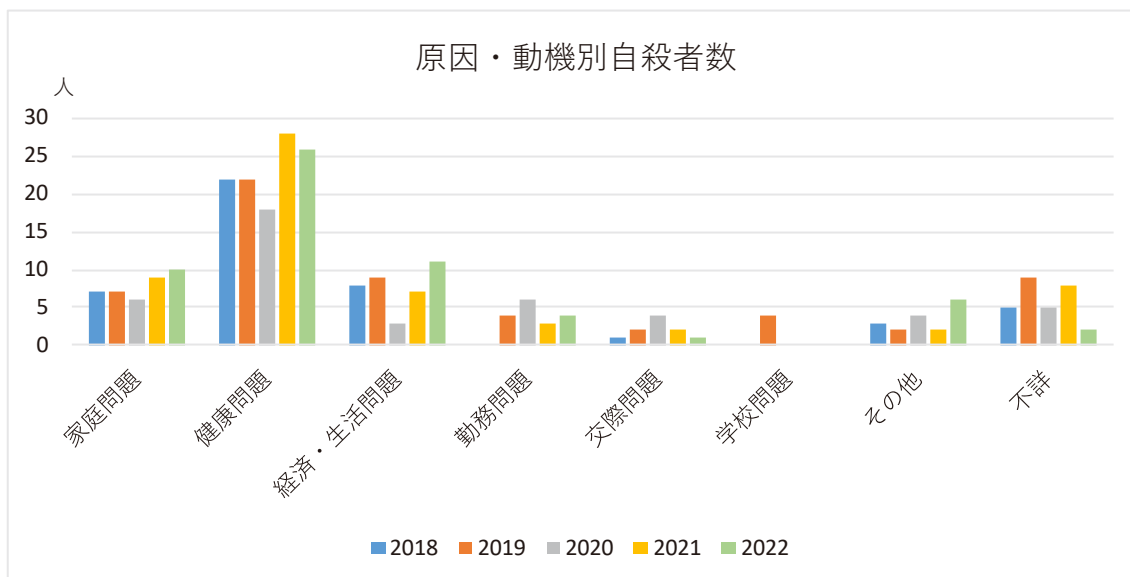
年代別では40歳代に増加傾向がみられ、特にその年代では女性が増えています。また、20歳代の自殺者が多い年もみられます。



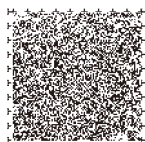
【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

## (3) 原因・動機別の自殺者数の推移

自殺者の多くは、多様かつ複雑な原因を有し、様々な要因が連鎖する中で起きています。自殺者の原因・動機別では、健康問題、家庭問題、経済・生活問題が多くなっています。



【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）





# 佐賀市の自殺対策における取組

国 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱

佐賀県 佐賀県自殺対策基本計画



佐賀市 佐賀市自殺対策計画

## 基本方針

- 1 生きることの包括的支援として推進
- 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

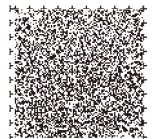
## 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民の啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども・若者の自殺対策の推進
- 6 女性の自殺対策の推進

## 重点施策

- 1 高齢者の自殺対策の推進
- 2 生活困窮者支援と自殺対策の連動
- 3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

誰も自殺に追い込まれることのない佐賀市の実現を目指して



# 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない取組です。

これらの各施策を連動させ強力に、かつ総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化します。

## 1 地域におけるネットワークの強化

- (1) ネットワーク強化に向けた体制づくり
- (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

## 2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 様々な職種を対象とした研修の実施
- (2) 市民向けゲートキーパー養成講座等の開催
- (3) 学校教育に関わる教職員を対象とした研修等の実施

## 3 市民への啓発と周知

- (1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知
- (2) 市民向け講演会やイベント等の開催
- (3) メディア等を活用した啓発活動
- (4) 地域や家庭と連携した啓発活動

## 4 生きることの促進要因への支援

- (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
- (2) 子どもの居場所づくり
- (3) 遺された人への支援
- (4) 支援者への支援
- (5) 自殺未遂者への支援

## 5 子ども・若者の自殺対策の推進

- (1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- (2) 発達障がい児等に対する支援
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 性的マイノリティの理解促進の教育・研修
- (5) ヤングケアラーに対する支援
- (6) SNS相談窓口の周知
- (7) ひきこもり者等に対する支援
- (8) 子どもへのまなざし運動の推進

## 6 女性の自殺対策の推進

- (1) 妊産婦への切れ目のない支援
- (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援



# 重点施策

本市では平成30年から令和4年までの5年間で186人（男性130人、女性56人）が自殺で亡くなっています。そのうち72人は60歳以上であり、約4割という高い割合を高齢者が占めています。また、原因・動機別では、「経済・生活問題」や「勤務問題」を理由とするものが22.9%となっています。

このことから、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に関わる自殺対策を本市における重点施策として位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取組として推進していきます。

## 1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人だけでなく、高齢者を支える家族や介護者等の支援者への支援を含めて取り組む必要があります。具体的には、相談支援先の周知や、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・支援等が挙げられます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

- (1) 高齢者とその支援者に対して、相談先情報の周知を図る
- (2) 支援者の「気づき」の力を高める
- (3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
- (4) 高齢者を支える家族等の支援者への支援の推進

## 2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

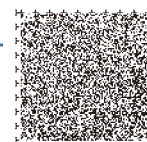
生活困窮者の自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働し包括的に支援していく必要があります。

- (1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化
- (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進
- (3) 多分野の会議における連携・協働の推進

## 3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう、労働相談の利用促進や窓口情報の周知を図るとともに、自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

- (1) 労働相談の実施と利用促進
- (2) 勤務・経営問題の現状に関する啓発や相談先の周知
- (3) 健康経営に資する取組の推進



# 佐賀市自殺対策計画 中間見直し版

～誰も自殺に追い込まれることのない佐賀市の実現を目指して～

## 概要版

発行者 佐賀市 保健福祉部 健康づくり課

840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL：0952-40-7283

FAX：0952-40-7380

発行年月 令和6年3月



リサイクル適正 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。